

(令和6年6月26日掲載)

無自覚な差別どうなくす？



上川 多実 (かみかわ・たみ)

「部落」にまつわる思いや考え、課題意識を表現・発信する情報発信サイト「BURAKU HERITAGE」のメンバー。現代の見えづらい差別について講演や展示などの活動を行っている。家庭では2児のシングルマザーとして子どもたちに「部落」をどう伝えたらいいのか悩みながらも実践中。単著に『〈寝た子〉なんているの？ 見えづらい部落差別と私の日常』（里山社）がある。

「マイクロアグレッション」という概念をご存じでしょうか。目に見えないくらい細かい形で日常の中に埋め込まれている攻撃のことであり、多くの場合それが差別であるという意識がなく行われています。

部落問題におけるマイクロアグレッションの代表的なものの一つとして、「そんな差別今でもあるの？」という「素朴な疑問」をぶつけられがち、というものがあります。まさかこれが差別だなんて…と驚かれるかもしれませんが、部落出身者である筆者の視点からこの発言について考えてみてください。

私は関西の部落出身の両親のもと、東京の部落ではない地域で生まれ育ちました。学校では部落問題について詳しく学ぶ授業はなく、周囲には「部落」という言葉そのものが通じないという環境でした。しかし一方で、結婚差別や就職差別は身近なところで起きており、学生の頃の私は将来結婚や就職ができるのか不安を抱えていました。そして友人に相談をすると、決まってこの言葉をかけられるのです。「そんな差別今でもあるの？」

もちろん友人たちには悪気はなく、感じた疑問をそのまま口にただけなのでしょう。しかし私はこの言葉にダメージを受け続けました。自分が抱えさせられている差別への不安や恐怖が、友人たちの中では「そもそもこの世に存在していない」かのように扱われていることをまざまざと見せつけられるからです。

このやりとりが一度きりなら、私自身も「ちょっとモヤモヤするな」くらいにしか感じなかったかもしれませんが、しかし相手が変わるたびに毎回繰り返されることでモヤモヤはどんどん大きくなり、「部落問題なんて解決のために社会で取り組む必要はない。だから知らなくてもいいのだ」と、自分の存在が否定されているように感じていきました。

マイクロアグレッションは一見すると差別とまでは言えない「ちょっとしたこと」と捉えられがちなのですが、日常的に遭遇する頻度が高いためにダメージの蓄積が膨大となり、心身に深刻な被害を与えるとされています。

こんなふうにマイクロアグレッションを紹介すると、よくある反応として「これじゃあ何も言えなくなりそう」というものがあります。確かに、悪気なく発した言葉が差別だと指摘されたら戸惑うのも当然です。

では、私たちはマイクロアグレッションにどう対処していけばいいのでしょうか。私はまず、差別は単に個人の意識の問題なのではなく、社会が生み出しているものだという認識を持つことが大切だと考えています。

「そんな差別今でもあるの？」を例にすれば、部落差別を今ここにあるものとして学び、なくしていくための仕組みがしっかり存在している社会であれば、「そんな差別今でもあるの？」なんて発言はそもそも生まれてこないでしょう。

マイクロアグレッションの具体的な事例を学び、「こういうことは相手を傷つけてしまう」と気付けることも大切ですが、それでは根本的な解決にはなりません。この社会には知らないうちに差別を生み出し、維持してしまう仕組みがあり、差別をなくしていくにはそんな社会の仕組みを変えていく必要があるのです。まずはその仕組みに気付くことから始めてみませんか？

(令和6年7月24日掲載)

男女の賃金格差に関心を



大崎 麻子 (おおさき・あさこ)

NPO法人「Gender Action Platform」理事。コロンビア大学国際公共政策大学院修了。国連でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを担当し、世界各地でプロジェクトを実施。現在はフリーの専門家として国内外で活動中。近著に『豊岡メソッド 人口減少を乗り越える本気の地域再生手法』（日本経済新聞出版）。

今年3月、国連の第68回女性の地位委員会に日本代表として参加しました。男女平等と女性の人権は、国連創設時から、世界が実現すべき重要な目標と定められています。委員会は、実現に向けた具体策の提言を行ったり、各国の進捗状況を報告しあったりする政府間会合です。

今年、日本の取り組みとして、男女間賃金格差と男性育休取得率の情報開示の義務化、女性が低賃金で働くことを合理的選択肢とする「年収の壁」の見直し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定などについて報告しました。

特に反響が大きかったのが、男女間賃金格差の情報開示の義務化です。「ついに日本も本気を出した!？」という反応でした。

男女間賃金格差は、労働市場における不平等や性差別を可視化するデータとされています。2017年あたりから、欧州の国々が立て続けに情報開示を法律で義務化し、金融市場でも投資家が企業を評価する際に「人的資本」の重要情報として活用しています。

日本では2022年に従業員301名以上の企業とすべての行政機関に対して義務化。また、有価証券報告書の「人的資本」に関する記載において「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の3つの区分で、男性の平均年間賃金額に対する女性の賃金額の割合を公表することが義務付けられました。

この公表から正規雇用労働者で差異が大きい場合は、報酬の高い職位や職務に男性が集中していること、非正規雇用労働者の場合は、専門職や定年退職後の再雇用に男性が多く単純業務やパート就労に女性が多いこと、全労働者の場合は、非正規雇用に女性が集中していることなどが考えられます。

金融庁は、2023年12月に地方銀行に対して「人的資本に関するアンケート」を行いました。その結果、男性は「本店」「法人営業」、女性は「支店」「個人営業」「窓口・庶務」と、個人の能力や希望ではなく、性別で配属先や役割を固定化している実態が明らかになり、構造転換を促しています。「男性と女性は得意なことが違うのだから、差別ではなく区別だ」と思われるかもしれませんが、しかし、国際人権基準では「性別での区別・排除・制限は、差別」。昨今の日本の政策は、それにのっとった措置なのです。

さて、地方の人口減少は、若年女性の流出が大きな要因である、という認識が高まってきました。政府は「男女間賃金格差の大きさ、女性にとってフェアで働きがいのある職場の少なさが都市部への流出に拍車をかけている」という「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」での指摘を受け、地方の賃金格差のデータ整備に乗り出そうとしています。

私がジェンダーアドバイザーを務めている、兵庫県豊岡市（人口約8万人）では、2018年から市役所と市内の中小企業が連携して、職場でのジェンダーギャップの解消に取り組んでいます。製造業や観光業など、多様な企業が、シフトの組み方、評価の仕方、男性育休取得に対する姿勢など、これまで「当たり前」としてきた雇用制度や慣行を変革することで、従来、男性が集中していた業務や管理職に就く女性を増やすことに成功しています。

こうした取り組みは、女性の人権はもちろんのこと、人口減少に直面する地域経済・社会の持続可能性の向上にも寄与すると言えるでしょう。

(令和6年8月28日掲載)

多様な性の一つとして



勝又 栄政 (かつまた・てるまさ)

トランスジェンダー男性当事者。東北地方出身、高知県在住。教育系ITコンサルティング・就労移行支援における仕事を経て、現在は宮城教育大学非常勤講師・日本学術振興会特別研究員（立命館大学所属）として研究や講演活動を行う。

著書に『親子は生きづらい―“トランスジェンダー”をめぐる家族の物語』（金剛出版）。

私は、出生時には女性として戸籍登録をされましたが、現在は男性的（法律の関係でまだ性別変更できていない）な立場で社会生活を送っているトランスジェンダーの1人です。

昨年4月に高知県へと移住し、地域の方々にも自身の性自認や性的指向をオープンにして暮らしています。ただ、今でこそ自身の性のあり方について周囲に話せるようになりましたが、20年近くの間、私は自身の性を隠していました。

それはかつて「男性で生まれたなら“男性らしく”、女性で生まれたなら“女性らしく”、かつ異性愛者として生きること」が社会の「当たり前」とされていた中で、そこに当てはまらない私は社会に存在してはいけない人間のように感じていたからです。

家庭では、行事の度に化粧やきらびやかなスカートをはかされ、少しでも男の子のような振る舞いをすれば親からは「女らしくしなさい」と何度もしかられました。また、学校に行けば男女別の制服や持ち物、敬称（ちゃん・くん）、異性を好きになることが前提の恋バナ（恋愛の話）など、どこに行っても「性別の当たり前」があり、次第に私は社会に合わせ自分を押し殺すことを覚えていきました。

しかし、周囲の目におびえ、自身を偽った状態で生き続けることは、非常につらく悲しい時間でした。

現在では、ジェンダー格差の問題やLGBTQ+の存在が認知されるなど、社会の側の性にまつわる理解が進み、性は「男性」「女性」ときれいに2つに分けられるものではなく、性を構成するいくつかの要素（出生時の性・性自認・性同一性・性的指向・性表現など）から成り、一人一人それぞれに多様な性のあり方があるという認識が広まってきています。

国連をはじめ世界的に「SOGI(性的指向・性自認)」は人権課題として捉えられ、高知県内においても8つの地域でパートナーシップ制度が導入・支援の充実が目指されるなど、SOGIに関する取り組みが進められています。

私が住む地域でも、今年からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が導入され、パートナーとともに安心して地域で暮らせることをとてもうれしく思っています。

幼少期の私を振り返って、「多様な性のあり方がある」ということが「当たり前」の環境であったなら、1人で悩む時間がもっと少なかったように思います。だからこそ、今後の未来には同じように悩む人が少しでも減り、お互いの性のあり方を尊重し、自分らしく安心して暮らせる社会が広がることを心から願っています。

(令和6年9月12日掲載)

交差するまなざしの間で



.....

戸田 ひかる (とだ・ひかる)

映画監督。ロンドン大学大学院で映像人類学を学ぶ。「愛と法」(2017)で第30回東京国際映画祭日本映画スプラッシュ部門賞、第42回香港国際映画祭最優秀ドキュメンタリー賞などを受賞。監督・プロデュースした、Netflix「マイ・ラブ 6つの愛の物語」の日本編は2021年4月から190カ国で配信中。

.....

監督したドキュメンタリー映画の主人公、石山春平さんと妻の絹子さんと出会ったのは2019年の春、ハンセン病家族訴訟の判決が出る数カ月前だった。

絹子さんの明るい声に招き入れられ、春平さんが療養所時代に独学した写真を見せてもらいながら話を聞いた。温かい視線を互いに向けながら話す二人は、毎日を大切にされていると感じた。それは、絹子さんが書きためた「生活記録」と呼ばれる短歌や、きれいに書き表された独自のカレンダーからも伝わった。一時もこぼさないように大切に記録された日々のかげらが、西日の差し込むこぢんまりとした部屋にあふれていた。その空間と共に二人の「今」を残したいと思った。

裁判では、90年近く続いた強制隔離政策により、患者や家族に対する偏見差別を助長した国の責任が問われた。結果は、560人以上の家族から成る原告側の勝利。判決は「無らい県運動」で患者を社会から追放した市民の加害性にも言及した。撮影を進めながら、ハンセン病は決して過去のことではなく今もなお、あらゆる差別が存在する現代社会を作り出す私たち一人一人の責任が問われていることに気づいた。

春平さんは、コロナ禍前は各地を飛び回り自身の経験を語っていた。優しかった先生が自分の病気が分ると2度と来るなど怒鳴り、机が燃やされ小学校を追放されたこと。療養所に入るまで5年間、実家の納屋で一人隠れて暮らしたこと。釣りをしていると川が汚れると石を投げられ、あんまり石を投げられたもんだから「石山」なんだ、と時折笑いを交えながら自らのつらい過去を、聴く人の記憶に刻んでいった。

特殊な顔だから俺のことが嫌な人は寄ってこないよ、と笑う春平さん。次の瞬間には、いまだに病気のことを隠している仲間がほとんどだと言う。二人も春平さんの病気について話せない時期が長かった。葛藤を経てカメラの前に立つ二人の姿は、今もなお家族にさえ病歴を隠さなければいけない人々や、匿名でしか裁判の原告になれない人々、全国の療養所で故郷に帰れぬまま亡くなっていった方たちの存在も物語っている。彼らが自分たちを守ろうとしているのは、私たち一人一人が向ける厳しいまなざしからだ。

10カ月にわたり二人の生活を記録させていただいた。当たり前だが、ハンセン病は二人の生活の一部であり全てではない。映し出されるのは、互いに寄り添いながら淡々と日々を生きる二人の姿。その姿から過去の苦難は見えない。しかしカメラは残酷で、優しい表情がこぼれるほんの一瞬も捉えてしまう。編集でそういう瞬間を見るたび、記録されることに対する覚悟とそれに至るまでの語りきれぬ道のりを想像する。

世界には今も私たちの視線から逃れた場所で苦しんでいる人々がいる。目を背けたくなる厳しい現状のガザ、米兵による新たな性加害が発覚した沖縄、軍事政権による民間人への弾圧と暴力が続くミャンマーに対し、私たちが傍観者でいられるのも、自分たちのまなざしの可能性や責任に気づいていないからではないか。気づきながらも見て見ぬふりはしていないか。

私たちは、自分たちの内なる差別意識を直視し、それらを利用し恐怖心をあおる権力者を見張らなければいけない。再び加害者にならぬように。春平さんと絹子さんの温かいまなざしに私たちに託された思いを感じ取りながら、どのような未来を見据えるのか。私たち一人一人にかかっている。

(令和6年10月18日掲載)

子どもの権利 具体的に



山崎 聡一郎 (やまさき・そういちろう)

教育研究者・俳優・写真家。東京大学大学院学際情報学府在学中。慶應義塾大学総合政策学部卒業。一橋大学大学院社会学研究科修士課程修了。修士(社会学)。研究テーマは「法教育を通じたいじめ問題解決」。著書に「こども六法」(弘文堂)がある。ミュージカル俳優としての顔も持つ。合同会社 Art & Arts 代表。

「子どもの人権をどう守るか」というテーマは、子育てや教育に携わる人や、関心のある人々にとって重要なテーマであり続けた。そのような人々にとってのバイブルのような存在が「子どもの権利条約」という1989年に採択された条約だと言っている。

2019年に出版した小著「こども六法」は、いじめなどに悩む子どもに分かりやすく法律の知識を伝えたものだが、「どうして子どもの権利条約が掲載されていないのか」とおしかりを受けたことも多々あった。しかし実は、子どもの権利条約には平易な抄訳がユニセフ(国連児童基金)のホームページに掲載されており、わざわざ「こども六法」で取り上げるまでもなかったのである。

一方で、長きにわたって子どもの人権擁護に取り組む重要性が叫ばれてきた中で、果たして子どもの権利条約でうたわれている「子どもは守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体である」という理念や考え方は浸透してきたのであろうか。

「こども六法」が刊行された際に、「子どもが法律を知ると生意気になる」という批判が少なからず寄せられた。法的根拠に立脚して論理的に意見表明することは、「生意気」とは最も対極にある態度だと私は思うのだが、その態度が嫌われるような風土では子どもの人権擁護への道のりは遠いだろう。だが、「こども六法」の発行部数が誰も想定し得なかった規模となったことは、希望でもある。子どもと子どもを取り巻く大人は法律を知っておくべきだという認識が広まっていることの証左と考えられるからだ。

日本の子どもは幸せなことに、戦争に動員されることはなく、勉学の機会を奪われて強制労働させられることもまずない。しかし、暴力から守られる権利や遊ぶ権利など、子どもの権利条約で擁護される権利が脅かされている子どもはゼロではないし、「子どもの意見表明権」は考えたことも聞いたこともないという人もいよう。

子どもにとって必要なことや、喜ばしいことは、子どもが一番知っているはずだ。それに、子どもに関する政策の決定プロセスに子どもを参加させることは、子どもの市民性を育成する上でも効果的であろう。一方で、いざ子どもに意見を求めたところで、「勉強しないでゲームだけしていたい」「早くお金を稼いで好きなものを好きなだけ買いたい」のような意見ばかりが出てきたのでは参考にならず、有意義でもなく、反映もできないので当の子どもにとってもやりがいがない。子どもの意見表明権を保障するためには、「言いたいことを言わせる」だけでなく、「有意義な意見表明を支援する」必要があるわけだ。

近年、ようやくその認識を広めるための具体的な施策が進められようとしている。2023年に施行された「こども基本法」と、同年設置された「こども家庭庁」によって、子どもの権利条約で定められた考え方や取り組みの在り方が、ようやく日本の状況に即した形になろうとしているのだ。

人権は目に見えないし、手で触れることもできない、概念的なものだ。それが擁護されている具体的な状況を積み重ねることでは、人権擁護は実現できない。「人権は大切だ」と口で言うだけでなく、実際に人権を擁護する行動を積み重ねていくことを心がけたい。子どもの権利擁護についてその積み重ねが結実しようとしている今、あなたはどのような行動を重ねられるか、考える機会を持ってほしい。

(令和6年11月21日掲載)

身寄りない人 支えるには



徳弘 博国 (とくひろ・ひろくに)

県社会福祉士会権利擁護センター「ばあとなあ高知」運営委員長。1971年東京生まれ。2000年に土佐山田町（現香美市）社会福祉協議会に入職。2015年から、生活相談センター香美の所長として生活困窮者や高齢者・障害者の支援に取り組んでいる。2024年から、県社会福祉士会で成年後見制度など権利擁護に関する事業をおこなう「ばあとなあ高知」の運営委員長。好きな言葉は「もちろんいいですよ」。相談者一人一人異なる、複雑で解決困難な問題に対し、丁寧かつ真摯しんしに向き合う姿勢を心がけている。

私たち社会福祉士は、暮らしの中でさまざまな困難の中にある方々の相談に乗り、寄り添いながら、解決に向かってお手伝いをする専門職です。

加齢や障害により身体的・精神的にハンディがあり、困窮状態や社会的孤立状態にあっても、制度やサービスにつなげるなどして日常生活がスムーズに営めるように支援をおこなっています。

よく知られているように、高知県は高齢化が全国より約10年先行しています。中でも、一人暮らしの高齢者世帯が増加しており、全世帯のなかで約2割が一人暮らし高齢者です。

このため、いわゆる「身寄り（頼れる親族）」のいない高齢者が孤立することを防ぎ、権利を保障し、生活や終末期をどう支えていくかが課題となっています。

日本は、公的制度の利用や民間取引において、親族がいることを前提とした申請や商習慣が一般的となっています。

例えば、アパートや公営住宅を借りる際の身元保証人、治療や手術のための入院や、福祉施設に入所する際の身元引受人に親族が必要とされることが多く、身寄りがいない方にとって不利益となる現状があります。

親族が必要とされるのは、入居（あるいは入院、入所）の後、ご本人が亡くなった時に、遺体の引き取りが問題となるためです。

以前は親族などの身寄りのない方は少数でしたが、世帯規模の縮小や家族関係の希薄化などにより増加しており、社会的な仕組みを見直す段階にきています。

私はかつて、身寄りのない高齢者Aさんの終末期の支援に関わったことがあります。

真夏のある日、Aさんが体調不良で病院にかかったところ、末期のがんで既に手の施しようのない状態でした。医師は余命一週間と見立て入院を勧めましたが、本人は拒み自宅に戻りました。Aさんは唯一の家族とも言える愛犬が心配だったのです。

重篤な状態での単身生活は厳しく、毎日朝夕に看護師が自宅を訪問しました。そして医師の見立てどおり、一週間後に愛犬に見守られながら息を引き取りました。私は、Aさんのご遺体が納められたひつぎの横を離れず静かにたたずんでいた犬の姿に胸を打たれ、犬を飼ってくれる方を探し、小さなお子さんのいる家庭が引き取ってくれました。

どう生きたいか、そしてどんな最期を迎えたいか…。身寄りのない方が望んだ姿を実現させることは一人ではできません。

突然の病気で亡くなったAさんでしたが、自宅で愛犬に見守られながら人生を終えるという、最低限望んだ姿をかなえることはできました。こうしたことが「支援者に恵まれたね」あるいは「家族がいてよかったね」でなく、どのような人でも権利として享受できるような社会を整備していく必要があると思います。そのためには、制度の充実はもちろんですが、市民レベルの支え合いや共生思想を高めることが大切でしょう。

いま高知県は、人と人、人と社会が相互につながりあう「高知家地域共生社会」を推進しています。どのような境遇の人でも可能な限り望む生活を実現するために、行政に任せっぱなしにするのではなく、市民をはじめすべてのセクターがそれぞれのできることを重ね合わせていくことが望まれます。

(令和6年12月21日掲載)

ネット上の誹謗中傷防ぐには



山口 真一 (やまぐち・しんいち)

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授。博士（経済学）。専門は計量経済学、社会情報学、情報経済論。テレビや新聞にも多数出演・掲載し、数々の賞を受賞。主な著作に『ソーシャルメディア解体全書』（勁草書房）など。シエンプレ株式会社顧問や複数の政府有識者会議委員も務める。

インターネットの普及により、誰もが自由に情報を発信・共有できる人類総メディア時代が到来しました。これは社会・経済に大きな恩恵をもたらし、個人が容易に情報を発信できることによって、意見の多様化や新たなコミュニケーションの形が広がりました。しかしその一方で、深刻な課題も浮上しています。その一つが、インターネット上での誹謗中傷による人権侵害行為です。

この問題は、芸能人やアスリートといった著名人に限らず、一般市民にまで及びます。例えば、プロレスラーがインターネット上での誹謗中傷を受けた末に命を絶った事件がありました。また、パリ五輪でアスリートが多くの攻撃にさらされた件は国内外で広く問題視されました。あおり運転事件で誤って容疑者と関連付けられた一般市民が千件以上の誹謗中傷を受けたケースもあり、この件では裁判で名誉棄損が認められ賠償命令が下されています。

こうした人権侵害がもたらす影響は深刻です。第一に、被害者の精神に大きなダメージを与え、実際、自死に至るケースもあります。筆者がグーグル合同会社と行った調査によれば、若い世代ほどインターネット上で誹謗中傷を経験していることがわかっています。10代男性の10%以上が被害を受けたと回答しており、これは10代から60代の平均(4.7%)を大きく上回る数値です。

第二に、誹謗中傷は民主主義にも影響を及ぼします。前述の研究では、交流サイト(SNS)等で活動するジャーナリストの21.5%が誹謗中傷を受けており、一部はその影響で特定のテーマについての取材を避けたり、記事内容を変更したりするケースもあることが分かっています。中には転職先を探した人もいました。自由な言論が抑制されることで、民主主義の健全性にも影響を及ぼしているのです。情報発信が容易になったことで、言論の萎縮が進むという逆説的な状況が生まれています。

ただし、誹謗中傷は決して多数派の行動ではありません。筆者の研究では、多数の批判や誹謗中傷が集まる「ネット炎上」でも、X(旧ツイッター)上でネガティブコメントを書くユーザーは全体のわずか約0.00025%(40万人に1人)にすぎないことが確認されました。また、極端な意見の持ち主が活発に投稿することで、インターネット上の言論空間が偏る傾向もあります。

では、誹謗中傷の被害者にならないためには何ができるのでしょうか。筆者の研究では、自撮り写真や恋人との写真、政治的意見の発信、見知らぬ人との交流といった行為が誹謗中傷のリスクを高める要因であることが分かっています。こうしたリスクを認識し、注意しながら利用することが重要です。また、加害者にならないためには、自分の投稿を振り返り、他者への尊重を心がけることが大切です。インターネット上の表現においても、他者を思いやる道徳心を忘れないことが何よりも求められています。